宮城県消費者教育推進計画

目 次

第1章 消費者教育推進計画の策定に当たって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
第1節 計画の背景と趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
第2節 計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
第3節 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
第2章 消費者教育の現状・課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
第1節 県消費生活センター・県民サービスセンター ・・・・・・・・・	• 3
1 消費生活相談の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
2 消費者啓発及び情報提供事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6
第2節 各市町村の消費者行政の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 7
第3節 教育関係機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8
1 小・中・高等学校 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8
2 特別支援学校 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
3 大学 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
第4節 職域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
第5節 その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
第3章 消費者教育推進の重点事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
1 消費者市民社会の意義の普及・啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
2 学校教育期における消費者教育の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
3 消費者教育の推進に向けた地域での連携強化・高齢者等の見守り	
体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
4 消費者教育を担う人材の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
5 各種関係団体・機関との連携の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
第4章 計画の施策と具体的取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
第1節 ライフステージ・場ごとの消費者教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
1 学校教育期での取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
(1) 幼稚園・保育所・認定こども園 (2) 小学校 (3) 中学校 (4) 高等	亭学 杉
(5) 特別支援学校(6)大学・高等専門学校・専修学校・各種学校等	
2 地域での取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
(1)成人(2)高齢者・障害者(3)東日本大震災による被災地域	
3 家庭での取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
4 職域での取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
第2節 消費者教育推進に係る人材の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
1 行政・教職員への取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
(1)消費生活相談員・行政職員等 (2) 学校教職員等	
2 学生への取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4

	3	地域	人本	すへ	<i>O</i>]	取	組		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2 4
	4	職域	i~0	り取	組		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
第	3 貸	j 関	係回	団体	~(か	支担	爰	• -	連	携	•	協	働		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2 6
第	4 節	j 関	連加	包策	等。	ر لح	のì	車	携		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2 7
	1	環境	教育	育	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2 7
	2	食育	٠,		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2 7
	3	法教	育	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8 2
	4	金融	経済	斉教	育		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
0	計[画のカ	施策	٤₹	具体	泊	取	組	10) -	()	۲ -	- 5	ジュ	₹ :	y .	プ		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
第5	章	計画	iのキ	推進	体	制		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3 1
第	1 飲	i 推	進位	本制		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3 1
第	2 貸	i 計	画(り管	理		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3 1

第1章 消費者教育推進計画の策定に当たって

第1節 計画の背景と趣旨

平成24年12月に消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号。以下「法」という。)が施行されました。この法律は、消費者教育(※1)の推進により消費者被害を防止するとともに、消費者の自立を支援し、国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的としています。その中では、「消費者市民社会」(※2)についての概念が新たに明示されるとともに、国及び地方公共団体の責務等が改めて示され、学校、大学及び地域における消費者教育の推進や、消費者教育の推進を担う人材の育成を図っていくことなどが求められています。

一方、宮城県(以下「県」という。)では、これまで、平成23年3月に「消費者の権利の尊重」及び「消費者の自立支援」を基本理念とした「宮城県消費者施策基本計画」(以下「基本計画」という。)(第2期)を消費生活条例(昭和51年宮城県条例第14号)に基づき策定し、各世代に適した啓発活動及び消費者教育の充実、相談窓口等による消費者被害救済などの取組を進めてまいりました。

しかしながら、問題商法の手口は年々巧妙化し、相談内容も多様化・深刻化してきており、このような状況に対応し消費者被害を未然に防止するためには、各世代に様々な機会を通じて消費者教育の充実を図ることがますます重要となっております。特に、60歳以上の高齢者層の相談割合は年々増加していることから(第2章第1節1)、高齢者層に対する重点的な取組を進める必要があります。また、東日本大震災後、震災に関連した消費生活に関する相談が寄せられていることや、震災に乗じた消費者被害が見受けられることから、被災地域での消費者教育の推進が求められています。

さらに、消費者問題の根本的な解決のためには、消費者被害の救済と未然防止に重点を置いた取組だけでは充分とは言い難く、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に活動することができる「自立した消費者」の育成が不可欠です。また「自立した消費者」を育てることは加害者を産み出しにくくし、地域における見守りも強化されていくことにつながります。

このような状況の中で、県では、平成28年度を初年度とする第3期基本計画を策定し、消費者教育を重点的取組として定め、効果的・効率的に施策を推進していくこととしているところであり、その具体化を図るため、「消費者被害の救済・未然防止」及び「『自立した消費者』の育成」という観点に、「『消費者市民社会』の形成に寄与する消費者を育む」という観点を加えた「宮城県消費者教育推進計画」を新たに策定し、各関係機関との連携の下、消費者教育の更なる推進を図ることとしました。

- (※1) 本計画における「消費者教育」とは、法において「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及びこれに準ずる啓発活動をいう。」(法第2条第1項)と定義されていることから、「消費者の自立」を支援することを主な目的とし、「消費者市民社会」という考え方の普及も含んだ教育のことを指します。また、その目的に沿った情報提供や啓発活動も「消費者教育」として扱うこととします。
- (※2) 本計画における「消費者市民社会」とは、法第2条第2項に定義されている「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」を指します。

県では、これまで、消費者が自らの利益の擁護及び増進を図る「消費者の自立」を支援することが重要と考えてきました。これからは消費者自身のみならず、その外側にも目を向け、身近な生活環境から広く社会、地球環境に至るまで意識を及ばせることができ、自らの消費行動が外的環境に与える影響を自覚しながら積極的に社会に参加していく消費者の育成を図っていきます。

第2節 計画の位置付け

この計画は、平成28年度を初年度とする第3期基本計画の個別計画として、また、 法第10条第1項の規定により本県における消費者教育を体系的に推進するために 国の基本方針を踏まえて策定する計画であり、他の関連する計画と整合性を図りなが ら、施策を展開していきます。

第3節 計画の期間

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。ただし、計画の期間内であっても、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直すこととします。

第2章 消費者教育の現状・課題

第1節 県消費生活センター・県民サービスセンター

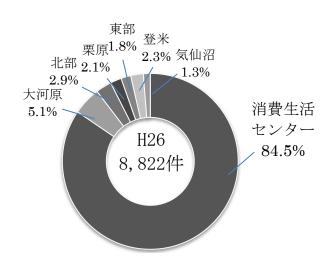
1 消費生活相談の状況

県では、県消費生活センター及び6つの県民サービスセンターにおいて、相談を 通じた啓発及び消費者教育並びにあっせんなどの救済を行っています。平成26年 度において消費生活センター及び各県民サービスセンターに寄せられた相談件数は 8,822件となっています。

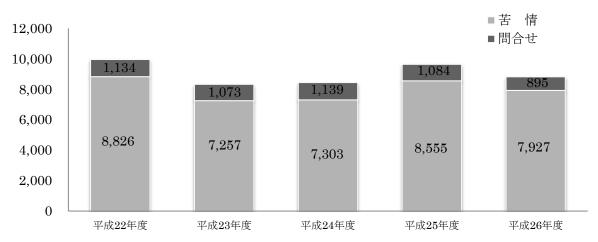
表1平成26年度相談件数(全国消費生活情報ネットワーク・システム(以下「PIO-NET」
という。) データより)

	豆八	- 1	消費生活			民サービ	スセンタ-	_	
	区分	計	センター	大河原	北部	栗原	東部	登米	気仙沼
	苦情	7,927	6,812	356	234	116	127	178	104
平成26年度	問合せ	895	643	98	23	65	32	26	8
十成20千度	計	8,822	7,455	454	257	181	159	204	112
	構成比	100%	84.5%	5.1%	2.9%	2.1%	1.8%	2.3%	1.3%
	苦 情	8,555	7,310	374	190	192	195	176	118
平成25年度	問合せ	1,084	852	78	34	51	23	41	5
平成25年度	計	9,639	8,162	452	224	243	218	217	123
	構成比	100%	84.7%	4.7%	2.3%	2.5%	2.3%	2.3%	1.3%

グラフ1 平成**26年度相談件数構成比** (PIO-NETデータより)

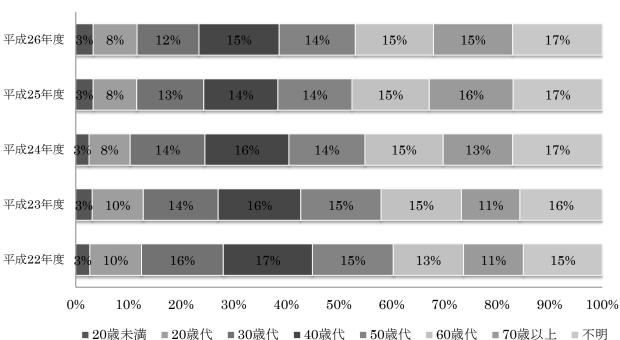


過去5年の相談件数の推移を見ると、東日本大震災の影響もあり平成23年度までは減少傾向だったものの、平成24年度及び平成25年度はテレビやラジオ等による広報啓発の影響などもあり増加に転じています。



グラフ2 相談件数推移 (PIO-NETデータより)

過去5年の年齢別相談割合を見ると、平成22年度には24%だった60歳以上の割合が平成26年度には30%と平成22年度と比較して約1.25倍に達し、 高齢者層の相談割合が増加していることが分かります。



グラフ3 年齢別相談割合推移(PIO-NETデータより)

平成26年度の主な契約当事者の年代別・商品及びサービス別相談件数の内容を 見ると、20歳未満から70歳代まで「デジタルコンテンツ」が第1位となってい るなど、生涯を通じた取組が求められています。また、全体的にインターネット接 続回線に関する相談が目立っています。

表2 平成26年度主な契約当事者の年代・商品及びサービス別相談件数(PIO-NETデータより)

順	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代	
位	商品・サービス	件数	商品・サービス	件数	商品・サービス	件数	商品・サービス	件数
1	デジタルコンテンツ	181	デジタルコンテンツ	188	デジタルコンテンツ	280	デジタルコンテンツ	349
2	テレビ放送サービス	8	不動産貸借	68	不動産貸借	85	フリーローン・サラ金	81
3	相談その他	6	フリーローン・サラ金	64	フリーローン・サラ金	81	不動産貸借	68
4	自動二輪車	4	四輪自動車	30	四輪自動車	39	インターネット接続回線	58
5	携帯電話サービス	4	商品一般	23	商品一般	34	相談その他	54
6	インターネット接続回線	4	エステティックサービス	21	インターネット接続回線	27	商品一般	42
7	スポーツ・健康教室	4	インターネット接続回線	18	相談その他	22	工事·建築	37
8	-	ı	携帯電話サービス	16	複合サービス会員	21	四輪自動車	31
9	-	-	相談その他	12	工事·建築	16	_	_
10	-	-	他の健康食品	11	携帯電話	12	-	-

順	50歳代		60歳代		70歳代		80歳代	
位	商品・サービス	件数	商品・サービス	件数	商品・サービス	件数	商品・サービス	件数
1	デジタルコンテンツ	344	デジタルコンテンツ	253	デジタルコンテンツ	85	商品一般	30
2	フリーローン・サラ金	67	商品一般	77	商品一般	68	他の健康食品	26
3	インターネット接続回線	66	工事·建築	77	工事·建築	53	工事·建築	19
4	不動産貸借	51	インターネット接続回線	67	インターネット接続回線	39	不動産貸借	14
5	商品一般	43	フリーローン・サラ金	36	相談その他	38	相談その他	13
6	四輪自動車	36	相談その他	34	ファンド型投資商品	23	新聞	10
7	工事·建築	34	不動産貸借	32	フリーローン・サラ金	21	ファンド型投資商品	10
8	相談その他	28	四輪自動車	29	不動産貸借	19	デジタルコンテンツ	10
9	修理サービス	14	ファンド型投資商品	23	役務その他サービス	16	_	_
10	_	-	役務その他サービス	21	_	-	_	_

順	90歳代		不 明					
位	商品・サービス	件数	商品・サービス	件数				
1	商品一般	5	相談その他	148				
2	工事·建築	3	デジタルコンテンツ	100				
3	修理サービス	2	商品一般	74				
4	デジタルコンテンツ	2	不動産貸借	67				
5	インターネット接続回線	2	フリーローン・サラ金	56				
6	-	ı	四輪自動車	46				
7	_	-	工事·建築	44				
8	_	_	他の行政サービス	41				
9	_	-	インターネット接続回線	34				
10	-	_	広告代理サービス	30				

2 消費者啓発及び情報提供事業

県消費生活センター及び各県民サービスセンターでは、相談窓口による啓発・教育に加えて、幅広い層の消費者に対し、消費者被害の未然防止及び自立し、かつ、調和のとれた快適な日常生活を営むために必要な各種情報提供を行っています。

① 講座・研修会等の開催

年齢や職種等,対象に合わせた出前講座や研修会を行うことで,情報提供や消費者被害の未然防止に努めてきました。

- ア 講師派遣(出前)講座…県消費生活センター相談員や弁護士(若者対象の み)を派遣
- イ 県消費生活センター主催講座 (研修会) …高等学校の消費者教育担当教員 等を対象

② 展示教育事業

問題商法等のパネルを展示することで、広く消費者への情報提供を行ってきました。また、消費生活展を開催し、消費生活に関する講座や実際に事故商品に触れる機会を提供することで、消費者問題を身近なものとして捉えてもらえるようにしました。

- ア 常設展示…県消費生活センター内展示コーナー
- イ 移動展示…県庁ロビー、青葉通り地下ギャラリー等
- ウ 消費生活展の開催

③ 情報提供事業

最新の消費生活に関する情報提供や、相談窓口の周知を図るため、各種広報媒体を利用した広報活動や、啓発資料等の整備を行ってきました。

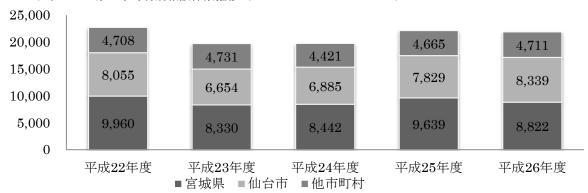
- ア 県消費生活センターの情報誌を毎月発行…県消費生活センター内や県民 ロビーコンサート、メールマガジン(福祉関係者対象)等で配布
- イ 紙媒体を利用した情報提供…県政だより、新聞、情報誌等
- ウ テレビや映画館等を利用した CM 放送
- エ ラジオによる情報提供
- オ 県ホームページを利用した情報提供
- カ 啓発教材 (パネル, リーフレット等) の作成・整備
- キ 啓発用パネル・DVD の貸出及びリーフレットの配布

県としてこのような取組を進めているものの、県全体を視野に入れた消費者教育を更に進めていくためには、出前講座などの周知や活用は十分とは言えない状況であり、より積極的な広報活動が必要であると考えています。また、講座・研修会の拡充と同時に、講師となる人材の不足が見込まれることから、各地域で消費生活に関する講座を担当できる人材の育成などが必要となります。

第2節 各市町村の消費者行政の状況

県内の市町村では、平成26年度末現在で35市町村のうち33市町村で専任の消費生活相談員を配置しており、住民からの相談に応じているほか、消費生活に関する各種啓発を行っています。

市町村における過去5年の相談件数の推移については、県受付の相談件数の推移と ほぼ同じ傾向を示しており、平成23年度及び平成24年度において若干減少したも のの、平成25年度から増加に転じています。



グラフ4 県・市町村別相談件数推移 (PIO-NETデータより)

しかし、消費生活相談員を複数配置し週4日以上窓口を開設している市町村は依然として少なく、必ずしも消費者からの相談への対応や消費者教育が十分に行われているとは言えない状況です。さらに、住民にとって最も身近で総合的な行政主体である市町村は、幅広い分野の業務に少ない人員で当たっている現状があり、特に小規模な町村においては消費者行政にかけられるウエイトは限られています。また、高齢者への消費者教育については、市町村高齢者福祉担当課や地域包括支援センターの職員、民生委員等が消費生活センターの出前講座等を利用するなど、啓発等に力を入れてきていますが、地域における少子・高齢化の進行、核家族化、単身世帯の増加などにより家族や地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進んでおり、行政の施策だけでは対応できないといった課題があります。加えて、東日本大震災後、震災に関連した消費生活に関する相談が寄せられていることや、震災に乗じた消費者被害が見受けられることから、被災地域での消費者教育の推進も求められています。

国の基本方針で述べられている「誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供する。」ためには、県が「センター・オブ・センターズ」として市町村を技術的に援助し県全域の補完を図ることはもちろん、市町村自らが消費者教育を推進できるよう支援していくことが求められています。

第3節 教育関係機関

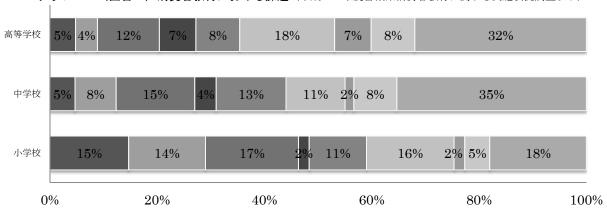
本県における教育関係機関での消費者教育は、主に家庭科及び社会科系の科目で行われています。学習指導要領にも消費者教育の内容が明記され、児童生徒の発達の段階に応じて、主たる教材である教科書に加え、各種団体等が発行する教科書以外の教材(パンフレット等)を用いて取り組んでいます。現在、多くの学校で消費者教育に対する取組が行われていますが、県が平成25年度に実施した小・中・高等学校、大学、特別支援学校対象のアンケートによると、様々な課題があることが分かりました。

1 小・中・高等学校

〈設問1〉消費者教育を推進するに当たって、課題となっていることがあれば選んでください。 (3つまで)

小・中・高等学校とも、「他の優先課題があり取り組めない」、「活用できる教材が少ない」、「教員のスキルアップを図る研修の機会が少ない」と回答する学校の割合が高くなっています。このほか、小・中学校では、「指導者や講師となる人材の情報が得られない」、小学校では、「どのような取組をすればよいか分からない」といったことも課題とされています。

グラフ5 〈回答 1〉消費者教育における課題(平成 2 5 年度宮城県消費者教育に関する実施状況調査より)



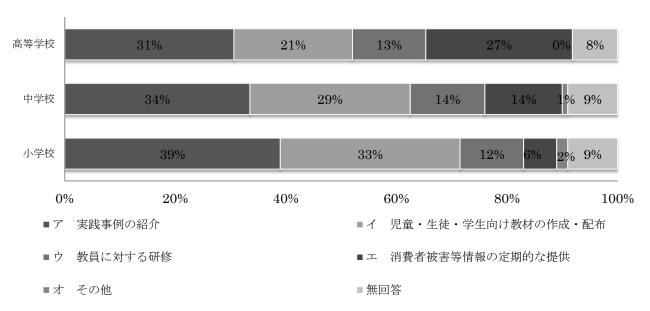
- ■ア どのような取り組みをすればよいかわからない
- ■ウ 活用できる教材が少ない
- ■オ 教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない
- ■キ その他
- ■無回答

- ■イ 指導者や講師となる人材の情報が得られない
- ■エ 予算がない
- ■カ 他の優先課題があり取り組めない
- ■ク 特にない

〈設問2〉消費者教育を推進するに当たって、特に必要だと思うことを選んでください。(2つまで)

小・中・高等学校とも、「実践事例の紹介」、「児童・生徒・学生向け教材の作成・配布」、「教員に対する研修」と回答する学校の割合が高くなっており、中・高等学校と教育課程が進むにつれ、「消費者被害等情報の定期的な提供」を求める回答の割合が増えています。

グラフ6 〈回答2〉消費者教育における要望(平成25年度宮城県消費者教育に関する実施状況調査より)

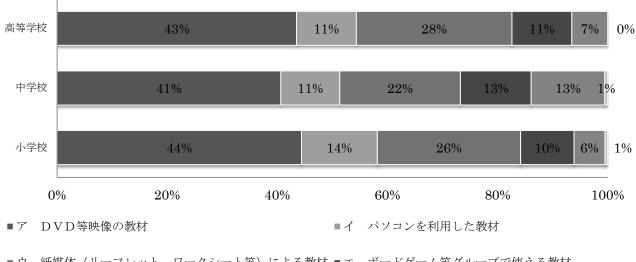


〈設問3〉授業等で活用しやすい消費者教育に関連する教材を選んでください。 (2つまで)

〈設問4〉授業等で活用しやすい消費者教育に関連する教材で希望するテーマを 選んでください。 (3つまで)

活用しやすい教材については、「DVD等映像の教材」と「紙媒体(リーフレット、ワークシート等)による教材」が多く占めています。また、授業等で活用したい教材のテーマについては、「携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル」が小・中・高等学校とも高い割合を占めています。その他のテーマとしては、小学校が「お金の大切さ、お金の役割」、「食品や製品の安全と表示について」としているのに対し、中・高等学校では「悪質商法」、「クレジットカードの仕組みについて」と回答する学校の割合が高くなっています。

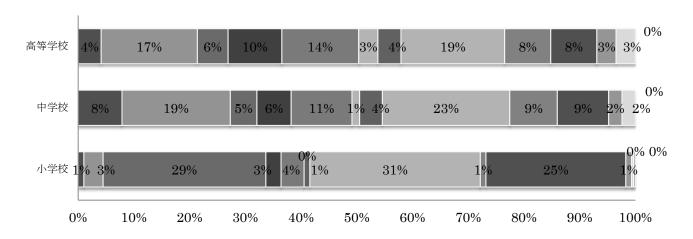
グラフ7 〈回答3〉教材への要望(平成25年度宮城県消費者教育に関する実施状況調査より)



- ■ウ 紙媒体(リーフレット,ワークシート等)による教材 ■エ ボードゲーム等グループで使える教材
- ■オ ロールプレイングの事例集

■カ その他

グラフ8 〈回答4〉教材のテーマ (平成25年度宮城県消費者教育に関する実施状況調査より)



- ■ア 契約とはなにか
- ■ウ お金の大切さ、お金の役割
- ■オ クレジットカードの仕組みについて
- ■キ 振り込め詐欺や投資詐欺
- ■ケ クーリング・オフ制度
- ■サ フェアトレード
- ■ス その他

- ■イ 悪質商法
- ■エ 家計管理,多重債務など
- ■カ 金融商品・投資について
- ■ク 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル
- ■コ 食品や製品の安全と表示について
- ■シ グリーンコンシューマー

その他自由意見では、小・中・高等学校ともに消費者教育の重要性は認識されているものの、授業の時間数が不足しているとする回答が多く寄せられました。小学校においては、授業内容や時間数、カリキュラム上の位置付けの不明瞭さを指摘する回答もありました。教材については、出前講座等による専門家の教育のほかに、小学校では各学年に応じた教材の提供、中・高等学校ではより実践的な教材を求める回答が寄せられました。また、児童生徒のみならず教員への研修や家庭と連携した取組が必要との回答も寄せられました。

2 特別支援学校

特別支援学校については、全体を通じて、消費者教育を推進するに当たっての課題として、「他の優先課題があり取り組めない」と回答する学校がある一方で、「活用できる教材が少ない」、「教員のスキルアップを図る研修の機会が少ない」と回答する学校の割合が高くなっています。

消費者教育を推進するに当たって特に必要なことについては、特別支援学校全体を通じて「実践事例の紹介」と回答する学校が最も多く、次いで、「児童・生徒・学生向け教材の作成・配布」、「教員に対する研修」と回答する学校の割合が高くなっています。また、高等部では「消費者被害等情報の定期的な提供」と回答する学校の割合が高くなっています。

授業等で活用しやすい教材については、特別支援学校全体を通じて「DVD等映像の教材」と回答する割合が最も高く、次いで、「紙媒体(リーフレット、ワークシート等)による教材」、「パソコンを利用した教材」と回答する学校の割合が高くなっています。また、小学部では「ボードゲーム等グループで使える教材」、高等部では「ロールプレイングの事例集」と回答する学校の割合が高くなっています。

授業等で活用したい教材のテーマについては、特別支援学校全体を通じて、「携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル」、「お金の大切さ、お金の役割」と回答する学校の割合が高くなっていますが、小学部では「食品や製品の安全と表示について」、高等部では「悪質商法」と回答する学校の割合も高くなっています。

自由意見では、特別支援学校全体を通じて、特別支援学級も含めて、消費者教育 の先進的な事例があれば教えてほしいとの意見が多く寄せられています。

3 大学

大学においては、入学時等におけるガイダンスの場を活用して消費者教育を行う とともに、学内へのポスター等の掲示、啓発用資料の配布、学生便覧等に関連事項 を掲載するなどの方法により消費者教育が行われています。一方で、更なる消費者 教育推進に当たっての課題としては、「他の優先課題があり取り組めない」、「指導 者や講師となる人材の情報が得られない」と回答する学校の割合が高くなっています。また、消費生活に関する問題が発生した際には、消費生活センターや警察等を活用しながら、問題等の解決に当たっていますが、消費者被害の未然防止に向けて、教材等の紹介・提供や専門家による指導・講演をお願いしたいとの意見が寄せられています。

第4節 職域

県内の事業者,特に大手の企業においては,顧客相談窓口を開設し,顧客の声を積極的に取り入れた事業活動を行っています。また,消費生活センターの出前講座等を活用し,新入社員向けに社会人として消費者トラブルに巻き込まれないよう教育を行っているところもあります。

他方,事業規模の小さい事業所などにおいては,消費者教育の重要性は認識しつつ も消費者教育等の実施に至っていない事業者も見受けられます。今後は,それぞれの 事業者が所属する団体等と連携し,効率的・効果的な消費者教育の推進に向けた取組 を進めていく必要があります。

第5節 その他

県内においては、消費者団体やNPO法人等が様々な形で消費者教育に取り組んでいます。また、各地域の町内会、社会福祉協議会、介護(障害福祉)サービス事業者、地域包括支援センターの職員や民生委員等、高齢者を支援する立場の方が消費生活センターの出前講座等を活用するなど啓発等に力を入れています。

しかし、地域における少子・高齢化の進行、核家族化、単身世帯の増加などにより家族や地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進んでおり、関係する機関・団体等のなお一層の連携による消費者教育の推進が求められています。また、特殊詐欺は年々その手口が多様化・巧妙化しており、県内の特殊詐欺被害の認知件数は、東日本大震災の翌年度に当たる平成23年度に一時激減したものの、その後は再び増加しています。更に被害金額についても著しく高額化しており、これまで以上の取組が求められています。

第3章 消費者教育推進の重点事項

平成28年度を初年度とする第3期基本計画において,消費者教育については様々な消費者施策の中でも特に重点的取組として施策を推進していくこととしているところですが,消費者教育推進計画の背景と趣旨及び消費者教育の現状・課題を踏まえ,次に掲げる事項を特に力を注ぐ重点事項として位置付け,消費者教育の推進に向けた取組を進めていきます。

1 消費者市民社会の意義の普及・啓発

これまでの「消費者被害の救済・未然防止」及び「『自立した消費者』の育成」 という観点に加えて、「消費者市民社会」という考え方自体の普及・啓発を行って いく必要があります。そこで、

- ・ラジオ等の広報媒体の活用やシンポジウムの開催
- ・ 学校の授業や出前講座
- ・消費生活サポーター(※3)の育成過程での普及など

に取り組んでいきます。

2 学校教育期における消費者教育の充実

学校教育期の消費者教育においては、カリキュラム上における消費者教育の定義 の不明瞭さ、教材や実践事例の不足、教員の研修機会の不足などが課題として挙げ られています。そこで、

- 教員対象の研修機会の拡充
- ・検討委員会の設置等による新規教材・事例集の作成など

に取り組んでいきます。

3 消費者教育の推進に向けた地域での連携強化・高齢者等の見守り体制の 構築

地域での消費者教育推進に向けた課題として,高齢者の相談割合の増加,地域に おける相互扶助機能の低下が挙げられます。また,これに加えて,東日本大震災に よる被災地域では,震災に関連した消費者被害の防止を含めた取組などが求められ ています。そこで,

- ・消費生活サポーター制度の活用
- ・地域包括支援センター等既存の機関・団体等との連携強化及び地域の見守り体制の構築

を図っていきます。

4 消費者教育を担う人材の育成

これまでのような行政による直接的な消費者教育には限界があり、消費者教育を 担う新たな人材の育成が求められています。そこで、

- ・消費生活サポーター制度の活用
- ・事業者団体や消費者団体等との合同による担い手育成のための研修会の開催
- ・教員対象の研修機会の拡充など

に取り組んでいきます。

5 各種関係団体・機関との連携の強化

総合的かつ一体的に消費者教育を進める上で、県や各市町村、消費者団体、事業者団体、NPO法人、弁護士会等との更なる連携を図る必要があります。そこで、

- ・これらの各種関係団体や機関との消費者教育推進計画についての勉強会の開催
- ・消費者教育等についての取組の情報共有と連携強化に取り組んでいきます。
 - (※3) 「消費生活サポーター」とは、身近な地域における消費者教育の推進と、地域と行政とのパイプ役を担うことを目的として設置するものです。身近な地域における啓発活動や、地域や行政への情報提供・収集を主な活動内容とする、県内在住の一般県民、団体等からなるボランティアです。

第4章 計画の施策と具体的取組

第1節 ライフステージ・場ごとの消費者教育

消費者教育を実施するに当たり、幼児期から高齢期まで、それぞれの時期に応じ、また、様々な場の特性に応じて段階的・体系的に行われることが重要となってきます。 誰が、どこに住んでいても、生涯を通じて適切な消費者教育を受けられるよう、国の 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」も踏まえつつ、ライフステージや様々な 場に合わせた消費者教育を推進していきます。

1 学校教育期での取組

消費者教育を生涯にわたり推進する上で、基礎的な知識及び技能を習得する各学校段階(※4)における取組は極めて重要なウエイトを占めます。幼児・児童・生徒・学生といった各段階において各々に合った目的及び方法で消費者教育を推進することが求められています。しかし、学校を対象に行ったアンケート結果から、各学校段階における取組を進める上で、様々な課題があることが分かりました。

各学校段階において、消費者教育の質・量ともに充実を図るためには、優れた教材の開発や教員の消費者教育に対する正しい理解と指導力向上、消費生活や消費者教育について専門的知識を有する外部人材の活用、消費生活センターなどの関係機関との連携の促進などに取り組む必要があります。同時に、学校の各段階を通じた体系的な消費者教育のカリキュラム化も求められています。

(※4) 本県には、小・中・高等学校のほかに、小中一貫校、中等教育学校及び中高一貫校が設置されていますが、消費者教育の実施については、小・中・高等学校の各学校段階の取組の中で推進を図っていきます。

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園

お使いや買い物に関心を持つ、身の回りのものを大切にする、協力することの 大切さを知るなどの人やものとの関わりを重視した様々な体験を通して、子ども (幼児) 自らが気付き、考える教育を推進します。また、こうした教育の機会を 通して、教職員や保護者に対しても、消費者として質の高い判断力や意思決定能 力を育むために必要な情報を提供します。

- ○【既存】金融広報委員会や教育庁等と連携し、幼稚園を金銭教育研究校に委嘱し、 公開保育や教員による研究発表などの取組を通じて、金銭教育の普及推進を図ります。 (消費生活・文化課、金融広報委員会)
- ○【既存】幼稚園等の行事等に講師を派遣し、幼児・園児・教員・保護者等を対象に 消費者教育及び金銭教育を行います。(消費生活・文化課、金融広報委員会)

- ○【拡充】消費生活関連のパンフレット等を幼稚園や保育施設に送付し、幼児・園児、 保護者や教員・保育士への消費者教育の推進を図ります。 (私学文書課、消費生活・文化課、子育て支援課)
- ○【拡充】乳幼児の事故に関する注意喚起情報等をホームページや情報誌において発信します。 (消費生活・文化課)
- ○【新規】教員向けの研修会等において、幼児事故の未然防止に関する啓発や消費者 教育を行います。 (消費生活・文化課)
- ○【新規】保育協議会等と連携し、保育士向けの研修会等において、乳幼児事故の未 然防止に関する啓発や消費者教育を行います。(消費生活・文化課、子育て支援課)

(2) 小学校

家庭科や社会科において、お金やものを大切にし、正しい使い方を学習することで、生活する上で必要な消費に対する基礎的な知識を身に付けます。インターネットやスマートフォンなどでゲームをしているうちに、高額な利用料を請求される事例があるため、サービスの仕組みについて適切な知識を習得できるよう施策を展開します。

- ○【既存】金融広報委員会や教育庁等と連携し、小学校を金融(金銭)教育研究校に 委嘱し、公開授業や教員による研究発表などの取組を通じて、金融(金銭)教育の 普及推進を図ります。(消費生活・文化課、金融広報委員会)
- ○【既存】学校の授業や行事等に講師を派遣し、児童・教員・保護者等を対象に消費 者教育及び金融(金銭)教育を行います。(消費生活・文化課、金融広報委員会)
- ○【既存】携帯電話のフィルタリングなどについて小学校で講話を行います。 (県警生活環境課, 県警少年課)
- ○【既存】学校警察連絡協議会と連携し、児童又は学校関係者向けの各種犯罪防止講話を開催します。(県警生活環境課、県警少年課)
- ○【拡充】ラジオやホームページ,情報誌等で消費者トラブルや特殊詐欺等に関する 注意喚起や消費者市民社会の意義について啓発を行います。 (消費生活・文化課)
- ○【拡充】社会科や家庭科等での学習を中心に、消費者市民社会の意義の普及、物や 金銭の使い方や買い物について指導します。 (義務教育課)
- ○【拡充】県内小学校の児童から「消費者市民社会」や「お金やもの」に関するポスターを募集し、優秀作品を表彰することにより、児童の金銭等に関する意識の向上及び健全な価値観の養成を図ります。 (消費生活・文化課、金融広報委員会)
- ○【新規】小学校向けの指導事例集等を作成し、小学校における消費者教育推進に向けた取組の支援を行います。 (消費生活・文化課、義務教育課)
- ○【新規】小学生向けの消費生活関連のパンフレット等の教材を作成・配布し、消費者教育の推進を図ります。(私学文書課、消費生活・文化課、義務教育課)

(3)中学校

社会科(公民的分野)において、行政が消費者施策を推進する役割を担っていることや、技術・家庭科(家庭分野)において消費者の基本的な権利と責任などについて学習します。また、インターネットの正しい使い方について学習するなど、サービスの利用方法や仕組みについて継続的な知識取得のための事業に取り組みます。

《主な具体的取組事項》

- ○【既存】社会科や家庭科等での学習を中心に、消費者市民社会の意義や身近な消費 生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、環境教育についても実施して いきます。(義務教育課)
- ○【既存】金融広報委員会や教育庁等と連携し、中学校を金融(金銭)教育研究校に 委嘱し、公開授業や教員による研究発表などの取組を通じて、金融(金銭)教育の 普及推進を図ります。(消費生活・文化課、金融広報委員会)
- ○【既存】学校の授業や行事等に講師を派遣し、生徒・教員・保護者等を対象に消費 者教育及び金融(金銭)教育を行います。(消費生活・文化課、金融広報委員会)
- ○【既存】携帯電話のフィルタリングなどについて中学校で講話を行います。 (県警生活環境課, 県警少年課)
- ○【既存】学校警察連絡協議会と連携し、生徒又は学校関係者向けの各種犯罪防止講話を開催します。(県警生活環境課、県警少年課)
- ○【拡充】ラジオやホームページ,情報誌等で消費者トラブルや特殊詐欺等に関する 注意喚起や消費者市民社会の意義について啓発を行います。 (消費生活・文化課)
- ○【拡充】県内中学校の生徒から「消費者市民社会」や「お金やもの」に関するポスターを募集し、優秀作品を表彰することにより、生徒の金銭等に関する意識の向上及び健全な価値観の養成を図ります。 (消費生活・文化課、金融広報委員会)
- ○【拡充】中学生向けの消費生活関連のパンフレット等の教材を作成・配布し、消費者教育の推進を図ります。(私学文書課、消費生活・文化課、義務教育課)
- ○【新規】中学校向けの指導事例集等を作成し、中学校における消費者教育推進に向けた取組の支援を行います。 (消費生活・文化課,義務教育課)

(4) 高等学校

公民科や家庭科等での学習を中心に、消費生活の現状と課題、消費者の権利と 責任、生涯を見通した経済設計、消費者信用などについて学習します。また、消 費者教育副読本「知っておこう!これだけは」の作成・配布や、教員を対象に消 費生活に関する講座を開設し、学校教育における消費者教育の充実につなげます。 金融・経済に関する正しい知識を身に付け、生活する上で必要な消費生活につい て学びます。学校卒業後に消費生活関連のトラブルに巻き込まれるのを防ぐため、 生徒・教員・保護者等を対象に消費者教育及び金融教育を行います。

《主な具体的取組事項》

- ○【既存】公民科や家庭科等での学習を中心に、消費者市民社会の意義、消費生活の 現状と課題、消費者の権利と責任、生涯を見通した経済設計、消費者信用などについて学習します。 (消費生活・文化課、高校教育課)
- ○【既存】みやぎフューチャースクール事業や ICT 利活用向上事業を推進しネットワーク社会に対応できる生徒の育成を図ります。(教育企画室)
- ○【既存】ネットパトロールや情報モラル教育啓発リーフレットの作成・配布を通して生徒のネットリテラシーの向上を図ります。 (高校教育課)
- ○【既存】県内の全ての高等学校等に対して、消費者教育副読本「知っておこう!これだけは」等の教材を配布することにより消費者教育を推進します。 (消費生活・文化課、高校教育課)
- ○【既存】金融広報委員会や教育庁等と連携し、高等学校を金融教育研究校に委嘱し、公開授業や教員による研究発表などの取組を通じて、金融教育の普及推進を図ります。 (消費生活・文化課、金融広報委員会)
- ○【既存】学校の授業や行事等に講師を派遣し、生徒・教員・保護者等を対象に消費者教育及び金融教育を行います。 (消費生活・文化課、金融広報委員会)
- ○【既存】携帯電話のフィルタリングなどについて高等学校で講話を行います。 (県警生活環境課, 県警少年課)
- ○【既存】学校警察連絡協議会と連携し、生徒又は学校関係者向けの各種犯罪防止講話を開催します。(高校教育課、県警生活環境課、県警少年課)
- ○【拡充】ラジオやホームページ,情報誌等で消費者トラブルや特殊詐欺等に関する 注意喚起や消費者市民社会の意義について啓発を行います。 (消費生活・文化課)
- ○【新規】高等学校向けの指導事例集等を作成し、高等学校における消費者教育推進 に向けた取組の支援を行います。(私学文書課、消費生活・文化課、高校教育課)
- ○【新規】各校でのシチズンシップ教育の充実を図るため、教員対象の研修会の開催 などを行います。(高校教育課)

(5)特別支援学校

特別支援学校では、幼稚部、小学部、中学部、高等部及び専攻科の各課程において、(1)から(4)までに記載した取組を踏まえつつ、児童・生徒の実態に応じ、障害による学習上及び生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要となる消費者教育を、児童・生徒・教員・保護者等を対象に推進していきます。

- ○【拡充】ラジオやホームページ,情報誌等で消費者トラブルや特殊詐欺等に関する 注意喚起や消費者市民社会の意義について啓発を行います。 (消費生活・文化課)
- ○【拡充】公民科や家庭科等での学習を中心に、児童・生徒の実態に応じ、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要となる消費者教育を推進します。(特別支援教育室)
- ○【拡充】それぞれの障害に対応した、分かりやすい消費者教育に関する情報提供に 取り組みます。(障害福祉課)

- ○【拡充】障害児者及びその家族に対する社会生活力を高めるための支援の一環である,市町村による障害者相談支援事業における消費者教育を支援します。 (障害福祉課)
- ○【拡充】金融広報委員会や教育庁等と連携し、特別支援学校を金銭教育研究校に委嘱し、公開授業や教員による研究発表などの取組を通じて、金銭教育の普及推進を図ります。 (消費生活・文化課、金融広報委員会)
- ○【拡充】学校の授業や行事等に講師を派遣し、生徒・教員・保護者等を対象に消費者教育及び金銭教育を行います。 (消費生活・文化課、金融広報委員会)
- ○【新規】各段階に応じた指導事例集等を作成し、特別支援学校における消費者教育 推進に向けた取組の支援を行います。 (消費生活・文化課、特別支援教育室)
- ○【新規】特別支援学校の各段階に応じた消費生活関連のパンフレット等の教材を作成・配布し、消費者教育の推進を図ります。 (私学文書課、消費生活・文化課、特別支援教育室)
- ○【新規】特別支援学校と連携を図り、障害の程度に合わせた消費者教育を推進します。(特別支援教育室)

(6) 大学・高等専門学校・専修学校・各種学校等

入学時等におけるガイダンスの場を活用した消費者教育や、学内へのポスター等の掲示、啓発用資料の配布、学生便覧等に関連事項の掲載、消費生活センターや警察等を活用した問題等の解決のほかに、教材等の紹介・提供や専門家による指導・講演等への支援を行っていきます。また、各学校や関係する団体等と連携し、各学校における体系的な消費者教育の実施を推進します。

- ○【拡充】ラジオやホームページ,情報誌等で消費者トラブルや特殊詐欺等に関する 注意喚起や消費者市民社会の意義について啓発を行います。 (消費生活・文化課)
- ○【拡充】消費生活に関する出張型の講座を開催することにより、消費者の関心の高いテーマ、消費者トラブル等に関する有益な情報を提供します。 (消費生活・文化課、金融広報委員会)
- ○【拡充】入学時のガイダンス等で活用できる消費生活に関する若者向けのパンフレット等を送付し、学生の消費者教育を促進します。 (消費生活・文化課)
- ○【拡充】関係団体と連携した取組を通じて、学生・生徒や教職員への消費者教育の 推進を図ります。(私学文書課、消費生活・文化課)
- ○【新規】シンポジウムを開催し、消費者市民社会の意義について啓発を行います。 (消費生活・文化課)

2 地域での取組

ライフステージごとの体系的な消費者教育を実施するに当たり、「誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて適切な消費者教育を受けることができる」ということが重要です。消費者教育において重要な学校教育期以降も適切な消費者教育が受けられるよう地域での取組を推進していきます。

(1) 成人

学校教育や職域,家庭等で行われる消費者教育以外にも,成人一般に対する消費者教育を展開し,消費者教育を継続的に受けられるようにしていきます。

《主な具体的取組事項》

- ○【既存】ネット被害の未然防止のため公的機関・民間企業等を対象に講演会を開催 します。(県警生活環境課)
- ○【拡充】街頭キャンペーンや報道機関と連携した広報活動を通して特殊詐欺被害の 抑止を図ります。 (消費生活・文化課, 県警生活安全企画課)
- ○【拡充】ラジオやホームページ,情報誌等で消費者トラブルや特殊詐欺等に関する 注意喚起や成年後見制度の活用促進,消費者市民社会の意義について啓発を行いま す。

(消費生活・文化課)

- ○【拡充】公民館や自治会等が主催する会合等で消費生活に関する出張型の講座を開催することにより、消費者教育を推進するとともに、消費者の関心の高いテーマ、消費者トラブル等に関する有益な情報を提供します。 (消費生活・文化課)
- ○【新規】シンポジウムを開催し、消費者市民社会の意義について啓発を行います。 (消費生活・文化課)

(2) 高齢者・障害者

高齢者と障害者に対しては、消費者団体、NPO法人、各地域の町内会、社会 福祉協議会、介護(障害福祉)サービス事業者、地域包括支援センター、民生委 員などと連携し、地域の見守り体制の中で消費者教育を進めていきます。

- ○【拡充】ラジオやホームページ、情報誌等で消費者トラブルや特殊詐欺等に関する 注意喚起や消費者市民社会の意義について啓発を行います。 (消費生活・文化課)
- ○【拡充】自治会や老人クラブ等が主催する会合の際等で消費生活に関する出張型の 講座を開催することにより、消費者教育を推進するとともに、消費者の関心の高い テーマ、消費者トラブル等に関する有益な情報を提供します。(消費生活・文化課)
- ○【拡充】民生委員児童委員協議会と連携し、研修会等へ講師を派遣し、啓発を行います。(社会福祉課)
- ○【拡充】高齢者や障害者の権利擁護を行っている団体と連携し、虐待案件に対する 対応の仕方や権利擁護等に関する相談対応、普及啓発を実施します。 (長寿社会政策課、障害福祉課)

- ○【拡充】それぞれの障害に対応した、分かりやすい消費者教育に関する情報提供に 取り組みます。(障害福祉課)
- ○【拡充】障害児者及びその家族に対する社会生活力を高めるための支援の一環である,市町村による障害者相談支援事業における消費者教育を支援します。 (障害福祉課)
- ○【拡充】高齢者対象の防犯講話の実施や高齢者宅訪問,高齢者関係団体と連携した 広報活動を通して特殊詐欺被害の抑止を図ります。 (消費生活・文化課,長寿社会政策課,県警生活安全企画課)
- ○【新規】シンポジウムを開催し、消費者市民社会の意義について啓発を行います。 (消費生活・文化課)
- ○【新規】地域包括支援センターを中心としたネットワークと消費生活センター等が 連携し、地域に住む高齢者の見守り体制の構築や消費者被害に関する情報の提供、 成年後見制度の活用促進を図るとともに、市町村への支援を行います。 (消費生活・文化課、長寿社会政策課)

(3) 東日本大震災による被災地域

東日本大震災による被災地域においては、消費者団体、NPO法人、地域の自治会、社会福祉協議会、介護(障害福祉)サービス事業者、地域包括支援センター、民生委員等に加えて、仮設住宅サポートセンターの生活支援相談員等が被災者の支援業務を担っており、特にこのような被災者支援業務に関わる方々への消費者教育を進めることで、被災者への支援を行っていきます。

《主な具体的取組事項》

- ○【拡充】自治会等が主催する会合等で消費生活に関する出張型の講座を開催することにより、消費者教育を推進するとともに、東日本大震災に関連したものなど、被災地域の消費者の関心の高いテーマ、消費者トラブル等に関する有益な情報を提供します。(消費生活・文化課)
- ○【新規】仮設住宅サポートセンターの生活支援相談員等の被災者支援業務に従事する方々を対象とした研修会等の機会に消費者教育を行うことで、仮設住宅や災害公営住宅に居住する被災者への支援を行います。

(消費生活·文化課, 社会福祉課, 長寿社会政策課)

3 家庭での取組

お金の使い方やサービスの仕組み、インターネットの正しい使い方、環境や食に 関する知識を身に付けるためには、家庭での消費者教育の支援が必要です。家族全 員が正しい消費者知識を身に付けられるように、啓発活動や情報提供を行います。 また、PTA活動や学校行事等との連携も進めていきます。

《主な具体的取組事項》

○【拡充】ラジオやホームページ,情報誌等で消費者トラブルや特殊詐欺等に関する 注意喚起や消費者市民社会の意義について啓発を行います。 (消費生活・文化課)

- ○【拡充】自治会やPTAが主催する会合等に消費生活に関する出張型の講座を開催することにより、消費者教育を推進するとともに、家庭内での啓発に必要となる情報の提供を行います。(消費生活・文化課)
- ○【拡充】金融広報委員会や関係団体と連携し、金融経済等に関する知識の普及を図るため、保護者等に対して講演会を開催します。 (消費生活・文化課、金融広報委員会)
- ○【拡充】消費者教育推進のために必要なパンフレット等の啓発物資を各幼稚園や保育施設に送付し、幼児及び保護者に対する教育の推進に努めます。(子育て支援課)
- ○【新規】シンポジウムを開催し、消費者市民社会の意義について啓発を行います。 (消費生活・文化課)

4 職域での取組

積極的に消費者教育に取り組む体制を強化するため、事業者及び事業者団体が、 自らその事業活動に関し、遵守すべき基準などを作成する際の支援や、その他の消費者の信頼を確保するための自主的な取組を支援します。また、各事業者団体や関係機関と連携し、職域での効率的・効果的な消費者教育の推進への取組を支援します。

- ○【既存】ネット被害の未然防止のため公的機関・民間企業等を対象に講演会を開催 します。(県警生活環境課)
- ○【拡充】ラジオやホームページ,情報誌等で消費者トラブルや特殊詐欺等に関する 注意喚起や消費者市民社会の意義について啓発を行います。 (消費生活・文化課)
- ○【拡充】事業者や事業者団体が主催する会合の際等で消費生活に関する出張型の講座を開催することにより、従業員等への消費者教育を推進します。 (消費生活・文化課)
- ○【新規】シンポジウムを開催し消費者市民社会の意義について啓発を行います。 (消費生活・文化課)
- ○【新規】事業者及び事業者団体が自らその事業活動に関し、遵守すべき基準の作成の支援、その他の消費者の信頼を確保するための自主的な取組を支援します。 (消費生活・文化課)
- ○【新規】金融に関する知識等の普及活動又は消費者支援活動に関する功績があった 人又は団体を表彰し、これらの人又は団体の一層の活躍を支援することにより、金融に関する知識等の県民への浸透や消費者支援活動の充実を図ります。 (消費生活・文化課)

第2節 消費者教育推進に係る人材の育成

現在,消費生活相談員,学校教職員,消費者団体等様々な主体が消費者教育の担い手として活動していますが,その方々への更なる支援や育成を進めていきます。また,消費者市民社会実現のために,身近な地域における消費者教育の推進と,地域と行政とのパイプ役等の役割を担う消費生活サポーター等,新たな消費者教育の担い手の育成も進めます。

1 行政・教職員への取組

消費者教育の中心となる消費生活相談員,学校教職員等の職員に対して,研修の充実や出前講座等を通して更なる取組への支援及び人材の育成を進めていきます。

(1) 消費生活相談員・行政職員等

消費生活相談を反映した消費者教育・啓発及び情報発信を行うことができる消費生活相談員や,消費者教育の推進役としての役割を果たすことのできる人材等を育成するため、国や弁護士会等と連携を図り、更なる研修の充実を進めます。

《主な具体的取組事項》

- ○【既存】相談員の資質向上を図るため、独立行政法人国民生活センター等が主催する研修会に相談員を派遣します。(消費生活・文化課)
- ○【既存】相談員の資質向上を図るため、弁護士等を講師に迎えて法律相談会を開催 します。 (消費生活・文化課)
- ○【拡充】消費者教育の推進に向けた取組をコーディネートできる人材の育成を図ります。 (消費生活・文化課)

(2)学校教職員等

教育関係機関の教職員等の消費者教育推進の役割は重要であり、これまで以上 の指導力向上が求められています。これまで実施している出前講座等の拡充とと もに、新たな教材の作成なども検討していきます。

- ○【既存】金融広報委員会と連携し、金融(金銭)教育の進め方について、教師の指導能力向上のためのセミナーやワークショップ等を開催します。 (消費生活・文化課、金融広報委員会)
- ○【拡充】公民科や家庭科等の教員を対象に消費生活に関する講座を開設し、学校教育における消費者教育の充実につなげます。 (消費生活・文化課、教職員課、義務教育課、高校教育課)
- ○【拡充】関連団体と連携した取組を通じて、教育関係機関の教職員等への消費生活 や消費者問題に関する啓発を行います。(消費生活・文化課)

- ○【拡充】宮城県総合教育センター等が行う研修会に講師を派遣し、小・中・高等学校教職員の消費者教育に関する分野の指導力向上を図ります。 (消費生活・文化課,教職員課,義務教育課,高校教育課)
- ○【新規】保育協議会等と連携し、保育士向けの研修会等において、乳幼児事故の未 然防止に関する啓発や消費者教育を行います。(消費生活・文化課、子育て支援課)
- ○【新規】各教育課程に沿った指導事例集等を作成し、消費者教育推進に向けた取組 の支援を行います。(消費生活・文化課,義務教育課,特別支援教育室,高校教育課)
- ○【新規】教員対象に新学習指導要領の趣旨説明を行う中で、消費者教育及び消費者 市民社会の重要性について触れ、学校教育における消費者教育の改善及び充実を図 ります。(義務教育課、特別支援教育室、高校教育課)

2 学生への取組

県内には大学,短期大学,専修学校及び各種学校が存在し,多くの学生が在住していることから,各学校や関係する団体等と連携し,消費者問題に意識の高い学生リーダーの育成を進めます。また,中・高等学校でもリーダーの育成を進めます。

《主な具体的取組事項》

- ○【既存】クリーンエネルギー利活用などに関する実践的な学習を通し、環境課題に 対応できる職業人の育成を目指します。(高校教育課)
- ○【既存】廃棄物の発生抑制やリサイクル産業などについて基礎的研究を行い,循環型社会に貢献できる技術者・技能者の育成を図ります。(高校教育課)
- ○【拡充】消費生活サポーター制度を活用し、消費者教育に取り組む学生を支援します。(消費生活・文化課)

3 地域人材への取組

地域においては、より地域の課題を把握した人材が、地域の中で消費者教育を実施していくことが求められています。消費者団体、NPO法人、各地域の町内会、社会福祉協議会、介護(障害福祉)サービス事業者、地域包括支援センターの職員や民生委員等への出前講座の派遣や、消費生活サポーターの育成などを通して、地域における消費者教育推進の中核となるリーダーの育成を進めます。

- ○【拡充】地域の課題を把握して地域全体で共有化するための話合いの場づくり、課題を解決するための活動おこしなど、各種関係機関と連携・協働して地域福祉活動を実践するコミュニティ・ソーシャルワークの視点を持った人材の育成・研修にも取り組みます。(社会福祉課)
- ○【拡充】消費生活サポーター制度を活用し、消費者教育に取り組む地域人材を支援 します。(消費生活・文化課)
- ○【新規】消費生活に関する連続講座を開催し、地域における消費者教育推進の中核 となるリーダーの人材を育成するとともに、活動を支援します。(消費生活・文化課)

4 職域への取組

事業者向けの出前講座などを通じて、事業者等における従業員への消費者教育を 推進します。また、消費者市民社会における事業者の役割と理解を促すために、事 業者団体等と連携して経営者向けの啓発を進め、事業者自らが消費者市民社会の実 現を担うよう支援していきます。

- ○【拡充】経営者向けのセミナー等の機会を通じて、消費者問題に対して意識の高い経営者の育成を進めます。(消費生活・文化課)
- ○【拡充】事業者団体等の学習活動への講師の派遣, 啓発のための資料の提供などを行い, 事業者団体等が自主的に行う消費者教育及び啓発活動を支援します。 (消費生活・文化課)
- ○【拡充】消費生活サポーター制度を活用し、消費者教育に取り組む事業者団体等を支援します。 (消費生活・文化課)
- ○【新規】事業者団体等との合同研修等により、職域のリーダーを育成し、職域における消費者教育の推進に向けた取組を支援します。 (消費生活・文化課)

第3節 関係団体への支援・連携・協働

消費者教育を総合的かつ一体的に推進していくために、国、県及び市町村との情報 交換を緊密に行うとともに、各施策・取組との連携・協働を図り、消費者教育を実効 性あるものとしていきます。

さらに、公益社団法人全国消費生活相談員協会、金融広報委員会、弁護士会、司法 書士会、市町村消費生活相談員連絡協議会等の各関係団体と連携し、学校、地域、職 場等の様々な場で消費者教育の中心的な役割を担う人材の育成の取組を促進してい きます。

- ○【拡充】金融広報委員会と連携し、金融(金銭)教育等の推進を図ります。 (消費生活・文化課)
- ○【拡充】国、独立行政法人国民生活センター及び市町村との更なる連携を図ります。 (消費生活・文化課)
- ○【拡充】市町村の消費生活に関する取組を継続的に支援します。(消費生活・文化課)
- ○【拡充】弁護士会と協働し、出前講座への講師派遣を行います。(消費生活・文化課)
- ○【拡充】消費生活サポーター制度を活用し、各団体における消費者教育の取組を支援 します。 (消費生活・文化課)
- ○【新規】公益財団法人全国消費生活相談員協会,生活協同組合連合会,消費者団体連絡協議会,地域婦人団体連絡協議会,消費者協会等の消費者団体,弁護士会や司法書士会,市町村消費生活相談員連絡協議会等と情報連絡会議を開催するほか,情報交換などを行い,相互に連携・協働して消費者教育を推進します。(消費生活・文化課)

第4節 関連施策等との連携

消費者教育を総合的かつ効果的に推進していくためには,これまで個別に行われて きた環境教育,食育,法教育,金融経済教育等との連携が必要です。消費者教育と関 わりの深い他の施策等との連携を通して,更なる消費者教育の推進を図っていきます。

1 環境教育

環境教育は、環境に対しての知識の習得や意識の向上を通して、「持続可能な社会づくり」の実現を目指して行われています。環境教育は、持続可能な消費の実践を目指す消費者教育との関わりが深いことを意識し、連携を図ることで消費者教育の効果も高めていきます。

《主な具体的取組事項》

- ○【既存】「こどもエコクラブ」への支援や、「みどりの小道」環境日記の作製・配布、「わたしの e 行動 (eco do!) 宣言」等の活用、地球温暖化や環境配慮行動等に関する出前講座等を通して、環境配慮行動の実践について働き掛けを行います。 (環境政策課)
- ○【既存】各種の環境イベントにブース出展し、県で認定している環境配慮製品である「宮城県グリーン製品」のパネル展示及び実物展示を行います。 (環境政策課)
- ○【既存】資源循環への取組や環境活動を普及する取組について実例を交えた「みや ぎグリーン購入セミナー」を開催し、環境に配慮した物品購入について啓発を行い ます。(環境政策課)
- ○【既存】県立自然の家での自然体験プログラムを通して環境教育を推進します。 (生涯学習課)
- ○【既存】3R関連施設等をテーマとしたDVD等の副教材を作成するなど、学校等における取組を支援するほか、一般向けにはごみ減量を呼び掛けるための3R講座を開催します。(循環型社会推進課)
- ○【既存】ラジオCMやホームページ等でのマイバッグ利用の呼び掛けや、民間企業 と連携し、ショッピングセンター等でマイバック持参を呼び掛ける店内放送を流す など、地球にやさしい買い物キャンペーンを実施します。 (循環型社会推進課)

2 食育

食育の取組における健康づくりのための健全な食生活の普及や地産地消の推進, 食品の安全性に関する知識や理解等は、消費者施策における消費者の安全・安心の 確保や消費行動による持続可能な社会の形成に深く関わることから、消費者教育の 枠組みの中でも取組を進めていきます。

《主な具体的取組事項》

- ○【既存】県民の食育に対する関心を高めるため、食育フォーラムやイベントの開催、 情報誌の発行、ホームページへの掲載等の普及啓発を行います。 (健康推進課)
- ○【既存】健康づくりに関心の低い若い世代や働き盛り世代を対象に、塩エコ (eco) キャンペーン等の健全な食生活に関する普及啓発を行います。 (健康推進課)
- ○【既存】地域や家庭での食育実践を講師や指導者としてサポートするみやぎ食育コーディネーター等の人材及び団体に関する情報の発信や、講師派遣のマッチングを行います。 (健康推進課)
- ○【既存】みやぎ食と農の県民条例基本計画に基づき、県産食材への理解を深め、生産者と消費者の信頼関係を構築し、地産地消を推進します。(食産業振興課)
- ○【既存】学校給食を通して、食品についての正しい選択ができる児童の育成を行います。 (スポーツ健康課)
- ○【既存】食の安全安心に関する基本的な計画に基づき、「みやぎ食の安全安心消費者 モニター」の活用やセミナー等の開催を通じて、県民の食の安全安心に対する理解 を推進します。(食と暮らしの安全推進課)
- ○【既存】適正な食品表示を確保するため、相談及び普及啓発活動を行います。 (食と暮らしの安全推進課、健康推進課)

3 法教育

消費生活に直接関わる事こと以外でも、社会においてトラブルに巻き込まれた際などに適切な態度・行動をとることができるようにするため、市民社会の基盤を構築する契約自由の原則、私的自治の原則といった私法の基本原則を理解し、関心を高めることが重要です。学校教育や地域、職域での法教育活動に積極的に関わり、その実践事例に関する情報を共有するなど、法教育と連携した消費者教育に取り組みます。

《主な具体的取組事項》

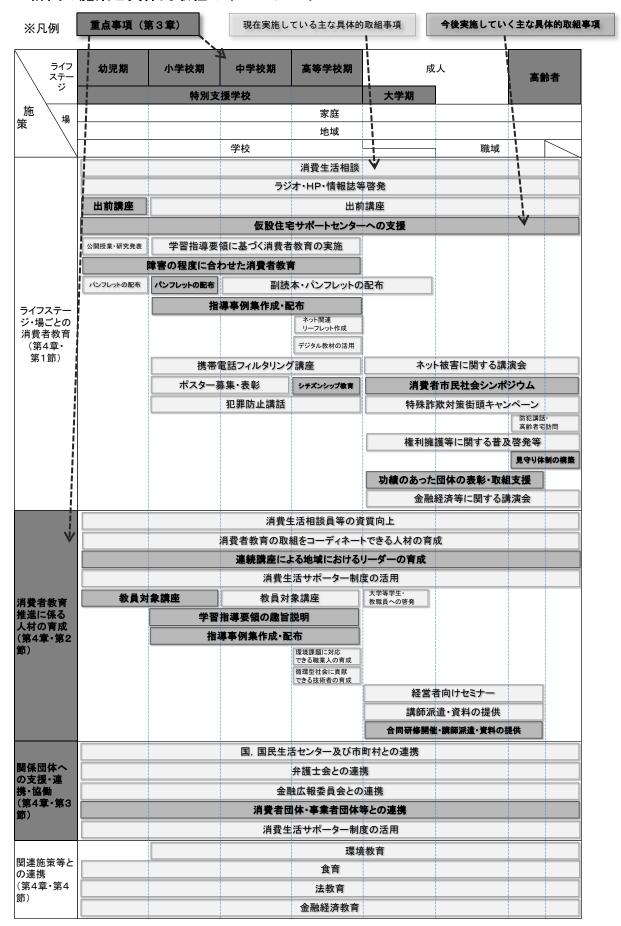
- ○【拡充】弁護士会や司法書士会と連携し、法教育を推進していきます。 (消費生活・文化課)
- ○【新規】法教育の内容を消費者教育の内容に盛り込みます。 (消費生活・文化課)

4 金融経済教育

消費者が自立した消費生活を営むためには、社会経済情勢の変化に対応できる幅 広い経済知識の習得や判断力、健全な金銭感覚を身に付けるなど、金融リテラシー (※5)の向上を図ることが求められています。金融リテラシーを身に付けるため に金融経済教育と連携を深めることで効果的な消費者教育の推進を図ります。

- ○【拡充】広報誌の発行,教材やパンフレットの作成・配布,ビデオ・DVDの貸出等により,金融(金銭)教育の普及を図ります。 (消費生活・文化課,金融広報委員会)
- ○【拡充】金融広報委員会や教育庁等と連携し、幼稚園・学校を金融(金銭)教育研究校に委嘱し、公開授業(保育)や教員による研究発表等の取組を通じて、金融(金銭)教育の普及推進を図ります。(消費生活・文化課、金融広報委員会)
- ○【拡充】学校の授業や行事等に講師を派遣し、生徒・教員・保護者等を対象に金融 (金銭)教育を行います。 (消費生活・文化課、金融広報委員会)
- ○【拡充】県内小・中学校の生徒から「お金やもの」に関するポスターを募集し、優秀作品を表彰することにより、児童・生徒の金銭等に関する意識の向上及び健全な価値観の養成を図ります。 (消費生活・文化課、金融広報委員会)
- ○【拡充】金融広報委員会や関係団体と連携し、金融経済等に関する知識の普及を図るため、保護者等に対して講演会を開催します。 (消費生活・文化課、金融広報委員会)
- ○【拡充】金融広報委員会と連携し、金融(金銭)教育の進め方について教師の指導能力向上のためのセミナーやワークショップ等を開催します。 (消費生活・文化課、金融広報委員会)
- ○【新規】金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込みます。 (消費生活・文化課)
 - (※5) 金融リテラシーとは、「金融に関する健全な意思決定を行い、究極的には金融 面での個人の良い暮らしを達成するために必要な金融に関する意識、知識、技 術、態度及び行動の総体」を言います。

計画の施策と具体的取組のイメージマップ



第5章 計画の推進体制

第1節 推進体制

県民の消費生活の安定と向上に関する基本となる事項,その他重要事項を調査審議する「宮城県消費生活審議会」を法第20条に定める「消費者教育推進協議会」に位置付け,構成員間の情報共有や連携強化を図りながら,計画の効果的な推進を図ります。また,体系的かつ効果的に消費者教育を推進するため,知事部局と教育庁及び県警察本部の関係各課の連携・協働が重要であり,関係各課で構成する「消費者行政連絡調整会議」が計画推進の調整などを行う組織として,その役割を担います。

市町村においては、地域住民と身近に接し、きめ細やかな行政サービスを実施できることから、消費者教育の中核を担うものとして、市町村の関係部局と教育委員会とが連携した推進体制の整備が期待されます。

第2節 計画の管理

効果的な消費者教育を推進するため、その取組状況について上位計画となる第3期の基本計画とともに、毎年度評価などを行い、その結果を、「宮城県消費生活審議会」において報告し、県ホームページ等で県民に公表します。また、消費者を取り巻く社会環境の変化、国の動向を踏まえ、必要に応じて内容を見直すなど適切な管理を行います。